

# 体育館使用内規

- 1 体育館の管理運営について必要な事項を定め、本学の学生、職員の健全な体育ならびに文化活動に資する。
- 2 体育館の休館日は次のとおりとする。
  - (1) 1月1日から1月5日まで
  - (2) 8月13日から8月15日まで
  - (3) 12月29日から12月31日まで※上記の日にかかわらず、使用の目的に応じて必要と認める場合は開館することがある。
- 3 体育館を使用できる場合は体育教科を除いて次のとおりとする。
  - (1) 大学行事はクラブ活動に優先するものとする。
  - (2) 短期大学部クラブ及び同好会は、平日利用の場合は学生室、休日利用の場合は総務室に施設等使用許可願を提出し、許可を得ること。
  - (3) 前項以外の団体及び個人が使用する場合は、施設等使用許可願を総務室に提出し許可を得ること。なお、使用にあたり責任者を定めて施設等使用許可願とあわせて報告すること。
  - (4) 体育館の利用は原則、一団体または一個人について半面とする。
- 4 学外者多数をまじえての使用は原則として承認しないものとする。
- 5 施設の使用について許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 館内での土足は禁じ、必ず体育館シューズ又は上履きを使用すること。
  - (2) 火気の使用を禁ずる。
  - (3) 体育器具を使用した場合は所定の場所に返納すること。
  - (4) 机・椅子等を使用する場合は床用カーペットを敷き使用すること。
  - (5) 放送設備等を使用する場合は総務室又は学生室に申し出ること。
  - (6) 照明設備を使用する場合も前項と同様とする。
  - (7) 使用を終了した時は、総務室、学生室又は警備員のいずれかに報告すること。
  - (8) 出入口の錠、施錠は上記関係者の指示を得ること。
  - (9) 館内に貼紙、掲示等は原則として出来ない。
  - (10) 施設器具等を減失、破損等をしたときは、すみやかに総務室に届け出ること。この場合、事情によって弁償しなければならない。
- 6 使用時間は原則として次のとおりとする。
  - (1) 平日 8時30分～20時
  - (2) 土曜日・日曜日・祝日 8時30分～17時